

2022年4月19日

株主各位

新潟県佐渡市両津湊 353 番地
佐渡汽船株式会社
代表取締役社長 尾渡 英生

株式併合及び単元株式数の定め廃止に関する公告

当社は、2022年3月25日に開催された当社の第160期定時株主総会の決議に基づき、2022年5月10日を効力発生日として、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）の併合（以下、「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定め廃止を行うこととしましたので、下記のとおり公告いたします。

記

1. 株式併合

併合する株式の種類及び割合	当社普通株式について 270,000 株を 1 株に併合する
株式併合の効力発生日	2022年5月10日
効力発生日における発行可能株式総数	500 株

なお、本株式併合に伴い、会社法第182条の4第1項に基づき、本株式併合に係る株式買取請求権を行使される株主様は、効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面により、株式買取請求権を行使する旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。

このご通知をいただく際には、株主様が当社株式を預託されている口座管理機関（証券会社等）の名称及び加入者口座コード、並びに株主様の氏名又は名称、住所、連絡先の電話番号もご記載ください。

また、このご通知にあたっては、株主様が当社株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知のお申し出の取次ぎの請求及び株式買取請求に係る株式の下記当社指定口座への振替の申請を、併せて行った上、当社にお送りいただくご通知に個別株主通知に係る受付票を添付していただきますようお願いいたします。

なお、2022年5月9日までに下記当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使していただくことができないこととなります。具体的に振替に必要となる期間は口座管理機関により異なりますので、お早めにご利用の口座管理機関にお問い合わせください。

上記の取扱いは、株式買取請求権の行使ができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

振替先口座（買取口座）管理機関	三井住友信託銀行株式会社
口座名義人	佐渡汽船株式会社
加入者口座コード	00294 7308685 969000030

2. 単元株式数の定め廃止

単元株式数の定め廃止の内容 当社普通株式について単元株式数(100 株)を廃止する。

単元株式数の定め廃止の効力発生日 2022 年 5 月 10 日

(ご参考)

なお、単元株式数の定め廃止に関して、株主の皆様におかれましては、特段のお手続きの必要はございません。

以上